

令和 7 年度茨城地方最低賃金審議会
第二回本審議会議事録

令和 7 年 8 月 4 日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和 7 年 8 月 4 日（月）午後 1 時 30 分から

場所 茨城労働局 2 階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
菅野 雅子
清山 玲
野村 貴広
松本 理佳子

労働者代表委員 梅原 清活
黒澤 一仁
小坂 祐之
生井澤 律子
宮下 有一

使用者代表委員 阿部 太洋
遠藤 隆光
澤畑 英史
柳瀬 香織
山崎 敏紀

茨城労働局	局 長	佐藤 悦子
	労働基準部長	江口 勇次
	賃金室 長	黒羽 勝利
	室 長 補 佐	猪狩 智行
	賃 金 係	佐藤 瑞己

議事次第

- (1) 関係団体の意見書及び意見陳述について
- (2) 要請等について
- (3) 中央最低賃金審議会の審議状況について
- (4) 最低賃金と生活保護費の整合性について
- (5) 令和7年度最低賃金に関する実態調査結果等について
- (6) 茨城県最低賃金専門部会委員の任命について
- (7) その他

補佐

本日は、お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。ただ今から、令和7年度第二回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、全委員が出席しておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定を満たしており、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。それでは、本審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。

会長

皆様、お暑い中、全員出席となりました。これから、中央最低賃金審議会の目安もまだ決まっていない状態ですが、第二回の本審をスケジュールどおりに開催させていただきます。皆様、議事の進行にご協力くださいますようお願いいたします。

それでは、本審議会は公開としておりますので、議事録も公開となります。早速、議事に入ります。議題（1）茨城県最低賃金改正の諮問に伴い、意見聴取の公示をしましたところ、茨城県労働組合総連合関係を含め、合計11件の意見書の提出がありました。まず、事務局からご説明いただきます。

室長

説明いたします。7月7日に開催いたしました第一回審議会において、茨城労働局長から茨城地方最低賃金審議会会長あてに、茨城県最低賃金の改正決定について、諮問させていただいたところですが、諮問に際し、最低賃金法第25条第5項の規程に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行ったところ、ただ今、会長から説明がありましたが、審議会会長または労働局長あてに、意見書等が11件提出されております。

時間の関係もありますので、お手元の資料ナンバー9の244ページから256ページの内容をお読みになっていただき、この場では、団体名のみご紹介させていただきますの

で、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

まず、茨城県労働組合総連合様、いばらきコープ労働組合様、本意見につきましては、このあと提出団体からの陳述があります。茨城県自治体労働組合連合様、本意見につきましては、このあと提出団体からの陳述があります。

続きまして、全労連・全国一般労働組合茨城地方本部様、茨城県私立学校教職員組合連合様、茨城県高等学校教職員組合様、茨城県医療労働組合連合会様、石岡地区農業協同組合労働組合様、全日本建設交運一般労働組合茨城県本部様、全日本年金者組合茨城県本部様、いばらき一般労働組合様。以上11件の団体から意見書等が提出されております。

会 長

ありがとうございました。7月7日の第一回本審において、意見書が提出された場合は、この場で意見を聴くと決定しておりまして、いばらきコープ労働組合様、茨城県自治体労働組合連合様から、意見書の提出のほかに意見陳述のご要望がございましたので、意見聴取を行いたいと思います。事務局で聴取の準備をお願いします。

(意見陳述人、傍聴席から移動し着席)

会 長

意見陳述人の方は、氏名と団体名を述べてから、5分程度で意見書について、ご説明をお願いいたします。どうぞ着席ください。

意見陳述人

皆さん、こんにちは。私は、いばらきコープ労働組合中央執行委員長の小野瀬範久と申します。どうぞよろしくお願いいたします。初めに、本日は貴重な機会をいただき、誠にありがとうございます。私、このような場は不慣れなもので、お聞き苦しい点もあるかとは思いますが、どうぞ

よろしくお願いいたします。審議会会長並びに委員の皆様におかれましては、日頃の茨城県内の労働者の賃金、労働条件改善にご尽力されていること、心より敬意を表します。

私からは、本日の審議に際し、最低賃金の改正決定に対する意見を述べさせていただきます。

昨年10月、茨城県の最低賃金は1,005円となり、初めて1,000円を超えました。しかし、昨今の物価上昇は、食料品・光熱費・生活必需品など幅広い分野に及び、特に低所得層の家計に深刻な影響を与えています。実質賃金は伸び悩み、収入の増加が生活費の上昇に対応できていない現状があります。ベースアップが実施されても、米などの主食の価格上昇が激しく、実際の生活改善につながっていないという声が多く聞かれます。私たちいばらきコープ生活協同組合におきましても、全職員の6割が時間給者であります。最低賃金の動向は、私どもの多くの仲間たちの生活に直結する極めて重要な問題です。安定した収入を得づらい非正規雇用者や若年層にとって、最低賃金の引上げは生活の維持に直結する切実な課題なのです。

一方で、最低賃金の引上げに伴い、特に人件費の負担割合が高い中小企業においては、経営への影響が懸念されます。従業員の生活を守りつつ、雇用を維持するためには、政府による財政支援や税制優遇、社会保険料の軽減措置などが並行して講じられる必要があります。中小企業は地域経済の土台を支えており、最低賃金制度の健全な運用には、こうした事業者の持続可能性を確保する政策が不可欠だと考えております。最低賃金は、働く人々の生活の最低限を保障するものであり、社会全体の健全な経済活動の基盤です。この基盤が脆弱である限り、安心して働き、暮らすことが困難になります。最低賃金が低く抑えられていることは、働く人々の生活だけでなく、地域経済の活力や未

来の担い手の育成にも悪影響を及ぼす可能性があります。
持続可能な社会を築くためにも、最低賃金の引上げは不可欠であると確信いたします。以上の認識の下、いばらきコープ労働組合として、以下の３点を強く要請いたします。
１、茨城県の最低賃金を今すぐ1,500円以上に引上げ、1,800円以上を目指すこと。２、全国一律最低賃金制度を確立すること。３、中小企業支援の充実を早急に行うこと。
これらの要請が、働く全ての人々が安心して生活し、地域経済が活性化するための重要な一歩となることを願っております。本日は、ご清聴いただき誠にありがとうございました。

会 長 ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、ご意見やご質問等はございますか。

全委員 （意見・質問等なし）

会 長 ご質問等ないので、次の方の意見聴取を行いたいと思います。ありがとうございました。

（意見陳述人、傍聴席へ移動）

（意見陳述人、傍聴席から移動し着席）

会 長 意見陳述人の方は、氏名と団体名を述べてから、５分程度で意見書について、ご説明をお願いいたします。

意見陳述人 柿沼将光と申します、茨城県自治体労働組合連合で書記長をしております。私どもは、茨城県内の市町村職員を中心に結成している労働組合になります。まず、審議会委員の皆様におかれましては、昨年度は、関東地方で唯一、国の目安額を上回る52円ということで引上げていただいて、

栃木を抜いたということで、これは、大きな一歩につながっていると思っております。この場を借りて、お礼申し上げます。

しかしながら、大井川知事もおっしゃっていますけれども、本県の経済規模には到底追いつかないというところで、引き続き引上げの必要性を感じているところです。まず、我々としましては、資料の247ページに私どもの意見書がついていますので、そちらをご覧になりながら、お聞きいただければと思います。

昨年8月、人事院勧告により、国家公務員の地域手当の級地区分が都道府県単位に見直されるとともに、支給割合についても変更がございました。こちらが、意見書の右下の表になります。現在の最低賃金額と各都道府県単位の地域手当の支給割合ということで、地域手当が支給されている都道府県、21位の奈良まで表にさせていただいたものです。これ以下の都道府県については、地域手当は0%ということで、未支給地となっております。特に、最低賃金額第1位の東京が16%、第2位の神奈川と大阪が12%、第5位の愛知と第7位の京都が8%、あとは茨城を含めて4%というところなのですが、まず、同じ関東地方で東京の16%、神奈川の12%と比べ、茨城は4%と大きく見劣りしてしまっている状況です。地域手当につきましては、賃金センサス、賃金指数を基に、人事院の方で検討して支給割合を決めているというところで、少なからず全ての賃金のベースとなる最低賃金額等のある程度の一定の関連性は見受けられるのではないかなと我々は考えているところです。でも、こちらはあくまでも国家公務員に対する勧告ですけれども、我々地方公務員においても多くの自治体で、人事院の勧告による支給割合が準用されるということになりますので、我々地方公務労働者にも影響してきます。さらに、これは公務労働者だけでなく、この地域手当

の級地区分というのは、介護報酬にかかる地域区分や、保育所運営費の単価等にも準用されていきます。公務労働者に限らず、様々な業種の給与に影響を及ぼしてきます。これは、我々公務労働者だけの話ではないということを、保育士の観点でこれから述べさせていただきますけれども、特に県南地域の自治体を中心に、保育士の県外流失、具体的には、東京、千葉、埼玉になりますけれども、そういった流失を防止するために、自治体独自で公立保育所だけでなく、私立保育所に対してもですけれども、給与上乘せや家賃の補助など処遇改善策に奔走している状態です。こちらは6月11日の茨城新聞にも記事が掲載されていますので、今日も資料を持ってまいりましたので、あとで必要とあらばお渡ししたいと思いますけれども、その記事の中でも、例えば就職説明会で、千葉や埼玉のブースには大勢の学生が並びますが、茨城は僅かしかない。だったり、就職担当の大学の先生が、学生の多くが本来であれば自分が生まれ育った地域で働きたいけれども、経済的な理由で地元ではない就職先を選ばざるを得ない子もいるという声もあります。このことは、保育所に限った話ではなく、多くの業種で何とか地元に残ってもらいたいと、処遇改善に向け、懸命に取り組んでいます。こちらは、茨城県においても、いばらき賃上げ支援事業というものが今年始められたと思いますけれども、こういった地方であればあるほど厳しい財源の中でやりくりする状況かと思います。地元で働きたいという多くの県民の要望の実現のためにも、近隣都県と比べ見劣りする本県の最低賃金の大幅引上げを要請いたします。こちらは、今、働く立場とお話ししましたがけれども、働き手が茨城からどんどん他県に流れてしまうということは、公務サービスももちろんですけれども、今お話しした保育サービス、介護サービス等の住民サービスの低下にもつながってくる大きな問題かと思いますので、茨

城県民への住民サービスを守り抜くためにも、最低賃金の大幅引上げが必要であると考えますので、これからのご審議、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、ご意見やご質問はございますか。

全委員 (意見・質問等なし)

会 長 質問等ございませんので、これにて意見聴取を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

(意見陳述人退席し、傍聴席へ移動)

会 長 それでは、続きまして、議題(2)の茨城県等から要請書等が提出されているとのことで、事務局にその点ご説明いただきます。

室 長 説明いたします。審議会会長と労働局長あてに、2つの要請書、申し入れが提出されておりますので、報告させていただきます。

時間の関係もありますので、内容につきましては、お手元の資料ナンバー9の257ページからの260ページをお読みになっていただき、この場では、機関名と題名のみご紹介させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。まず、257ページです。7月28日付け茨城県知事から、労働局長あての本県最低賃金の改正について、と題した要請書が提出されております。続きまして259ページ、7月24日付け茨城県知事から、審議会会長あての本県最低賃金の改正について、と題した要請書が提出されております。

す。以上です。

会 長

ありがとうございます。それでは、議題（３）に入ります。中央最低賃金審議会の審議状況についてですが、新聞報道などで既に皆様もご存じのとおり、８月１日に中央最低賃金審議会の第６回目安に関する小委員会が開かれましたが、結論には至らず、本日８月４日に第７回目の目安小委員会が開催されています。そろそろニュースに出ていないかなというところではありますけれども、この会議の開催時点においては、目安額は示されていないということでございました。このことにつきまして、同小委員会の経過や今後の見通しなど、事務局からご説明をいただきたいと思います。

室 長

中央最低賃金審議会は、７月１１日に厚生労働大臣から諮問を受けまして、同日、第１回小委員会で目安に関しての審議が開始されました。その後、７月２２日、７月２４日、７月２９日、７月３１日、８月１日と６回もの審議を重ねましたが、未だ結論に至っておりません。なお、既にご存じと思いますが、本日１０時から第７回目の小委員会が開催されております。今日、目安の答申が出るかどうかは、これからの中央最低賃金審議会の審議次第となります。委員の皆様には、目安額が決まり次第、ご連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

会 長

ありがとうございました。今回、第二回本審をいつもよりほんの少し遅らせていたのですけれども、それでもまだ目安が出ていないという状況です。皆様に事務局の方からお伺いしていただいて、その状況になりかねないけれども、スケジュールをどうするかとお伺いしました。その時点では、今日の会議はそのままいきましょうということでは

したので、開催に至っているということをご理解ください。

今の状況は、如何ともしがたいので、質問をされても何かが出てくるわけではないのですけれども、今後のこともございますので、何かご意見・ご質問等ございましたら、お願いします。

労働者側委員

はい。

会 長

はい、どうぞ。

労働者側委員

申し訳ありません。本日、第7回の目安小委員会が開催されているかと思うのですけれども、本当にまだ現時点で出ていないのか、再度ご確認くださいと思います。今日10時から開催されていますが、連合の方で公益委員の見解の案まで出されているところ、それが一体どこまで有効なものかというのがありますので、再度確認をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

会 長

もう出ましたか。

室 長

いえ、今ネット上で見たのですけれど、出たという話はまだ載っていません。

会 長

では、この会議の最中に確認が取れましたら、ご紹介いただくということによろしいですか。それとも、メールか電話で、賃金室の担当官が本省に聞いていただければそれでいいということなのだと思いますが、お願いしてよろしいでしょうか。

室 長 わかりました。

会 長 それでは、問い合わせの結果は戻られ次第ということで、次に進みたいと思います。

議題（４）の最低賃金と生活保護費との整合性について、事務局より説明をお願いします。

室 長 資料ナンバー２、150ページをご覧ください。茨城県における令和５年度の最低賃金額と生活保護費の比較について、説明いたします。比較方法は、従前どおり、平成20年度の中央最低賃金審議会での目安審議における公益委員見解に準拠しております。生活保護費については、生活扶助基準について、令和５年10月に基準額の改定が行われ、最新のデータであることから、令和５年度の最低賃金額と生活保護費の比較、検証となります。なお、住宅扶助費の実績値については、最新データである令和５年度、また、加重平均に使用する人口は、最新のデータである令和２年国勢調査による市町村別の人口の数値を用いております。

はじめに、１の生活保護費についてですが、食費などに相当する生活扶助の第１類費は、18歳から19歳単身の区分の基準額、光熱費などに相当する第２類費は、市町村ごとの等級区分により異なりますので、一人世帯の区分の基準額を用いて、人口により加重平均し、合計しております。その合計は、69,736円となります。なお、実際の計算過程では、基本的に端数処理は行わないことを申し添えておきます。

また、第２類費には、基準額とは別に冬季加算があり、茨城県内においては、11月から３月までの５か月間、県内一律で、一人世帯で月2,630円支給されます。これを年間12か月に均しますと1,096円になります。

さらに、年末に期末一時扶助費が支給されます。市町村

ごとの等級区分一人世帯の基準額を加重平均して、年間12か月で均しますと969円になります。

ここまでの小計は、71,801円です。

住宅扶助費については、茨城県内の一人世帯の実績値23,093円となっておりまして、これらを合計しますと94,894円となります。

次に2の最低賃金、令和5年改定額についてですが、最低賃金額に基づく1か月当たりの手取り額については、令和5年度の最低賃金額953円に、週40時間を1か月当たりに換算した173.8時間を乗じ、税や社会保険料を除く可処分所得、いわゆる手取りを算出する割合0.807を乗じて計算しますと133,665円となります。なお、可処分所得割合0.807については、岩手県の令和5年度地域別最低賃金額893円を基に算出しております。令和5年度は、地域別最低賃金が最低額の都道府県、岩手県の可処分所得割合が最も低いということです。

3が最低賃金額と生活保護費の乖離額についてです。今述べました1と2で求めた数値を差し引きますと、月額差額はマイナス38,771円、時間当たりでマイナス276円となり、最低賃金額が生活保護費を上回る数値結果となっております。

151ページは、中央最低賃金審議会の資料となっている、都道府県ごとの乖離額変動の要因分析、と題した一覧表を添付しております。先ほど検証し説明したマイナス276円は、茨城の行の左側の令和5年度データに基づく乖離額と合致しております。

152ページには、本省で作成した、最低賃金額と生活保護費の比較を添付いたしました。先ほど説明しました月額であり、茨城の行を見ていただきますと合致しております。なお、153ページは、それらをグラフ化したものです。以上です。

会 長 この資料は、今拝見していますけれども、最低賃金と生活保護費との比較について、本年7月付けで出すのであれば、5年の改定額ではなくて6年の改定額で出される方がよいのではないかと思います。そうすると、152ページに茨城県の最低賃金は、0.807をかけた月給ベースで140,958円というのが、令和7年度の比較として出ているので、何のために150ページが古い数字になっているのかがよくわからないので、これは修正した上で資料として出していただいた方がいいかと思います。最低賃金と生活保護費の現状の差よりも小さく見えるので、一生懸命最低賃金を上げてきたのに、成果が出ていないように見えるのもいかなものかという気もしますので、ちょっとそこは修正をかけたもので後日対応するということをお願いしてもいいですか。

室 長 ちょっと、確認します。

会 長 よろしくお願いします。

最低賃金法第9条第3項において、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする、と規程されています。この乖離額は、平成20年度の地域別最低賃金額改正の目安についての答申で、別紙として公益委員見解において用いられた考え方により算出したもので、ただ今のような資料の説明になるわけですが、これについて、他の方々からご質問等ございますか。

全委員 （質問等なし）

会 長 続きまして、議題（5）の令和7年度最低賃金に関する

実態調査結果について、事務局からご説明をお願いいたします。

係 員

私の方からは、実態調査に関する説明と、その他お配りしている資料について説明させていただきます。

最初に、最低賃金に関する実態調査にかかる資料について簡単にご説明いたします。厚生労働省では、毎年5月から6月にかけて賃金改定状況調査と最低賃金に関する基礎調査と呼ばれる2つの調査から構成される最低賃金に関する実態調査を実施しております。これらの調査は中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資することを目的として実施されております。初めに、改定状況調査について、155ページの資料ナンバー3をご覧ください。賃金改定状況調査とは、常用労働者数が30人未満の企業に属し、1年以上継続して事業を営んでいる事業所に対して、昨年6月の賃金額と本年6月の賃金額の改定状況について調査しているものになります。166ページの資料をご覧ください。こちらは、改定状況調査をもとにランクごとの賃金上昇率の推移を一覧にした資料となります。これらの資料については、本省で取りまとめた調査結果でありまして、中央最低賃金審議会の目安審議の資料になっております。

続いて、最低賃金に関する基礎調査について、209ページの資料ナンバー6をご覧ください。基礎調査につきましては、令和7年6月分の賃金の支払額について調査しているものとなります。調査対象事業所については調査概要の(1)に記載のとおりとなっております。これら対象事業所からの基礎調査の有効回答労働者について、全労働者、一般労働者のみ、パートなどの短時間就労者のみの3つの区分に分け、賃金階級ごとの人数を事業所規模別、年齢階

層別に集計した総括表を作成し、調査結果としております。次の210ページをご覧ください。こちらの資料は、全労働者の総括表を基に、最低賃金の引上げ額と影響率の関係を表にしたものとなります。212ページ以降が、各区分の集計結果となっております。まず、212ページからが全労働者分、217ページからが一般労働者分、222ページからがパート労働者分となっております。それぞれ最初に総括表を基に作成した賃金分布、未満率の一覧表を添付しております。総括表は最低賃金を現状から引き上げていった場合、どれだけの労働者に影響があるかを一覧で示したものとなっており、影響率と未満労働者の数を表しております。全ての総括表について、現行の茨城県最低賃金1,005円を基準に作成しております。213ページの表をご覧くださいますと、現在の茨城県の最低賃金は1,005円となっておりますが、全労働者のうち2.2%が地域別最低賃金未満ということになります。こちらの労働者数につきましては、基礎調査の有効回答労働者数を経済センサスで把握している母集団人数まで復元した上で集計した推測値となっております。最低賃金に関する実態調査の資料説明については以上となります。

この他の資料としまして、少し戻りまして167ページからの資料ナンバー4の方をご覧ください。こちらは、基礎調査及び賃金構造基本統計調査を基に作成された、地域別最低賃金額、未満率及び影響率となっております。令和6年のランク別の未満率と影響率の推移表と各都道府県の未満率と影響率の一覧がそれぞれ示されております。170ページの資料ナンバー5につきましては、昨年実施しました賃金構造基本統計調査の結果を基に作成した、都道府県別の時間当たりの賃金分布を表にした一覧となっております。賃金構造基本統計調査につきましては、毎年6月の支払賃金の実態を明らかにするために行う調査でありまして、毎年

7月に実施しております。この表に記載の額は令和5年度の最低賃金額、茨城県では953円となっております。なお、茨城県の結果につきましては、一般・短時間計が172ページの左下、一般のみが185ページの左下、短時間のみが198ページの左下に掲載されておりますので、参考までにご覧ください。また、次に、228ページの資料ナンバー7をご覧ください。こちらの資料につきましては、第一回の本審時にお配りしました県内の雇用情勢の概況の最新版を添付いたしました。最新版は、6月分になるのですが、6月については、有効求人倍率は1.18倍、新規求人倍率は2.00倍、充足率は12.5%となっております。基調判断としましては、県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、一段と改善の動きが弱まっている、とされております。私からの資料の説明は以上となります。

会 長 ありがとうございます。大部の資料ですけれども、皆様の方で、何かご意見・ご質問等ございましたら遠慮なくよろしく申し上げます。

全委員 （意見・質問等なし）

会 長 確認ですけれども、最後に説明された、賃金構造基本統計調査は、令和6年ということなので、これは数字的には令和5年の数字ですよ。

係 員 そうです。

会 長 ですから、2年前のデータになります。今とだいぶ状況は違うかなと思います。これは、だいたい6月末に直近のデータが結果の概要で示されるのですけれども、今説明していただいたような都道府県別データは、まだ速報でも出

ていない状態なのだと思います。ちょっと前に確認したときには出ていませんでした。

公益委員 はい。

会 長 どうぞ。

公益委員 事務局に確認したいのですが、さっき公益委員に資料として、実質賃金の推移で全国と茨城と出してもらったのですけれど、これを他の委員にも見てもらうのはまずいのですか。

室 長 そういうわけではありません。

公益委員 配った方がいいと思うのですけれども。

室 長 では、後で配付します。

公益委員 専門部会委員も専門部会に参加されない委員にも、お目通しいただいた方がいいと思います。

室 長 はい、わかりました。

会 長 ありがとうございます。今、他の皆さんのお手元にはこの資料は無いのですけれども、さきほどの公益委員のご発言の趣旨は、本審で情報共有するべきではないかということなので、資料の印刷は待てませんけれども、軽くご紹介いただく方が良くはないでしょうか、ということですよ。

公益委員 いや、そこまではしなくてもいいと思います。

会 長 いいですか。

公益委員 追って配付すればいいと思います。

会 長 先ほどの打合せで何枚か資料をいただいているのですが、これもあった方が便利なのではないかというご要望をいただいたので、資料は後日補足して本審の方で共有するということにします。

公益委員 専門部会は明日ありますので、専門部会委員には明日間に合うようにお願いします。

会 長 専門部会の方には明日には共有していただいて、本審の方には別途共有をお願いいたします。

 ありがとうございます。他に皆さんご意見・ご質問等ございますか。

全委員 （意見・質問等なし）

会 長 先ほどの件について、本省に確認は取れましたか。

補 佐 厚生労働本省に電話をしました。ただ、現在、目安小委員会会中で、賃金課の職員が誰もいないということでしたので、確認することができませんでした。

会 長 すみません。そういう状況なのですね。これは公開の議事録で正式な記録なので、今日のところは、出ていないという状態で進めざるを得ないと思います。しかも、目安の報告が出ていたとしても答申の方でプラスマイナスがありうる状況ですので、やはりここは、今までのご説明どおり

出ていないということで審議を進めさせていただきたいと思います。

それでは、目安答申が出ていない状況ではありますが、労働者側、使用者側の双方から、金額審議をするにあたっての基本的な考え方を述べていただきたいと思います。まずは、労働者側からお願いいたします。

労働者側委員

それでは、労働者側の基本的な考え方を述べさせていただきます。

昨年の審議では、物価高が続いていく中で、また、物価上昇に賃金が追いついていない状況の中で行われたということで、その結果としまして、全国加重平均で1,055円となり、茨城においては52円引上げの1,005円となったところでございます。ですが、この水準では、年間2,000時間働いたとしても、年収200万円程度であり、すべての働く者のセーフティネットとしては不十分であると考えているところです。2025の春季生活闘争での賃上げの状況にはなりますが、33年ぶりの5%台の高い水準と言われた昨年をさらに上回る結果となっており、こういったことに関して、労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引き上げを通じて波及させていく必要があると感じているところです。私たち労働者側としては、労使交渉を通じて獲得した労働条件を、地域別最低賃金の引上げにつなげていきながら、未組織労働者の労働条件の向上へ波及させていくことが社会的責務であると考えているところです。そして、最低賃金の引上げによって、賃金全体の底上げをしていきながら、雇用形態に関わらず、将来に展望が持てる社会を実現すべきと考えています。審議にあたりましては、まずは1つ目として、地域における労働者の生計費・賃金水準を重視すること、2つ目に、物価動向、特に低所得者層における影響に配慮すること、3つ目に、マクロの

経済成長を反映させていくこと、4つ目に、ランク内の格差の解消に努めていくこと、5つ目になりますが、憲法第25条、最低賃金法第1条、労働基準法第1条の趣旨を十分に考慮しつつ、議論を行いたいと思っております。

今年の審議の中では、さらに続いている物価高の影響などで、私たち労働者の生活は昨年以上に厳しさを増しているところでは、極めて苦しい状況に置かれているところではあります。

繰り返しになりますが、現行の茨城県地域別最低賃金は1,005円であり、年間2,000時間働いたとしても年収は201万円程度にしかならず、労働者の生活の安定に資する額とは到底言えないと思います。茨城県における賃金実態、生活実態・生計費を重視した、私たち全ての労働者が、健康で、文化的な最低限度の生活ができる絶対額での適正な水準確保が必要であると考えています。具体的には、中央最低賃金審議会から答申された目安額を重視しつつも、地域間の格差是正を図り、様々ご意見いただいている中ではあります。茨城らしい最低賃金を設定していくべく、審議に臨みたいと思っております。以上です。

会 長

ありがとうございました。それでは続きまして、使用者側から基本的な考え方をお願いします。

使用者側委員

中小企業を取り巻く状況ということで、日銀短観から全産業の業況判断D Iを時系列でみますと、直近1年間は、指数は緩やかに上昇を続けているものの、7月1日公表の短観では、大企業ではプラス23、中小企業ではプラス10ということで、中小企業ほど回復していないという状況があります。加えて、中小企業基盤整備機構が6月30日に公表しました中小企業景況調査によりますと、業況判断D Iは、全産業でマイナス16.3と3期ぶりに改善したもの

の、前年同期のマイナス15.7よりも0.6ポイント低下している状況でございます。特に注目するのが、小規模企業の業況が厳しく、中規模企業との差が昨年は5.3ポイントであったのに対しまして、直近では8.1ポイントに拡大し、より厳しい状況にあることがうかがえます。

基本的な考え方としましては、企業は、人手不足という構造的問題への対応の一環としまして、必要な人材に対する賃金引上げに前向きであり、大手企業を中心に賃上げの動きが続いております。また、労働人口が減少することが明らかな中で、労使が協力して持続可能な社会の実現を目指すべく、賃上げに向けて議論を深めていくことは重要だと理解しています。しかし、原資の厳しい地方の中小企業にとりまして、様々なコストが上昇している中、毎年、高水準の賃上げを続けていくことは厳しいという声も聞かれます。茨城県経営者協会では、今年1月に会員企業1,300社にアンケート調査を行いました。その中で、現在の最低賃金1,005円の負担感についての問いにつきましては、大いに負担になっている、多少は負担になっている、と負担感を感じているとの会員の回答の割合は54.8%と半数を超えた状況でございました。この数年、最低賃金は高い水準の引上げが行われておりますが、原資の乏しい中小零細企業がその水準に対応できず、廃業を選択して、大事な従業員の雇用が失われることは絶対に避けなければならないことです。経済全体がうまく回るためには、こうした厳しい状況におかれまして企業に対する目配りと、必要に応じた効果的な支援が必要と考えますし、茨城県では本年度、企業の賃上げをサポートする新たな支援策を講じていただけると伺っておりますが、支援金は一過性のものであります、賃金の支払いは毎月継続されていくものでございます。従いまして、引上げの趣旨は理解いたしますが、金額につきましては、茨城県の説明にもあったように、その時々の内

外の情勢を見た上で、かつ支援策の効果が発揮され、中小零細企業の廃業の動きが出ていないかを確認した上、丁寧な審議が行われることが必要だと考えます。特に、茨城県は南北に長く、人口減少が課題となっているエリアもございます。最低賃金は、県内に所在するあらゆる企業に適用され、罰則規程もございます。状況によっては廃業のリスクにもなることから、地域の実情を踏まえた丁寧な議論が必要だと考えます。帝国データバンクが本年2月6日付けで発刊した帝国ニュース茨城版によりますと、2024年度の茨城県内の休廃業・解散件数は1,257件となり、これは3年連続の増加で過去最多の件数、と記載がございました。理由としては、原材料価格や人件費の上昇に加え、価格転嫁力が乏しい中小企業の収益環境が圧迫されてきたことに起因するとございました。本年5月には、茨城労働局の主催によりまして、審議会を構成する公労使委員と茨城労働局を含む事務局計13名で、ものづくりの企業視察を行い、意見交換をさせていただきました。そこでは、一昨年は社員の頑張りに報いるべく賃上げを行ったが、昨年の賃上げは一昨年の上げ幅とはならなかった、とのお話。また毎年、地元高校からの採用を継続するなど、地域の雇用と大手メーカーのサプライチェーンを支えている地場企業の実情を伺うことができたのではと感じています。また価格転嫁でございますが、B to Bの価格転嫁が話題になりますが、小売業やサービス、飲食業等では消費者の理解、働く側の理解も必要となります。また、年収の壁の問題や、社会保険料の問題、所得税累進課税の金額階段が長年固定化している問題など、手取りの増加を実現するうえでは見直すべき点が多々ございます。最低賃金の上げ幅ばかりが目されがちですが、手取りの増加を阻害している制度的な課題に加え、賃金アップだけでは解決できない適切な物価高対策も併せまして、労使一体となり行政に要望していく

必要があると考えます。

地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力、の三要素を総合的に勘案して定めることとされた最低賃金法第9条に基づいて議論されると定義されております。この原点を前提に丁寧な審議が行われることをお願いしたいと思います。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。ただ今、労働者側使用者側双方から基本的な考え方について述べていただきましたが、これにつきまして、ご意見、ご質問等はございますか。

全委員 （意見・質問等なし）

会 長 ありがとうございます。ご質問等ないので、次の議題に入りたいと思います。議題（6）の茨城地方最低賃金審議会茨城県最低賃金専門部会委員の任命について、事務局より説明していただきます。

補 佐 茨城地方最低賃金審議会茨城県最低賃金専門部会委員の任命についてご報告いたします。本年7月7日付けで、最低賃金専門部会委員の候補者の推薦公示を行いました。推薦締切日の7月22日までに関係労使から推薦がございました。推薦がありました方につきましては、7月23日付けで最低賃金専門部会委員に任命されていることをご報告いたします。資料ナンバー8、243ページに最低賃金専門部会委員の名簿を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。続きまして、議題（7）その他に移ります。今後の審議日程等について、事

事務局から説明していただきます。

室 長

それでは、今後の審議会日程についてご説明させていただきます。第1回の専門部会はこのあと、この会場での開催となります。部会長、部会長代理の選出後、運営規程の決定等を行います。専門部会委員に任命されました委員の皆様には、連日の金額審議となり大変恐縮でございますが、第2回専門部会は、明日8月5日火曜日13時30分から、第3回専門部会は、8月18日月曜日13時30分からの予定としております。会場につきましては、すべてこの会場になります。中央最低賃金審議会の関係もありますが、予定ですと8月18日月曜日第3回専門部会の議決後、同日、第三回本審を予定として16時頃からこの会場で開催となります。第三回本審にあたっては、専門部会の報告を受けまして、局長あての答申をいただきたいと存じますが、中央最低賃金審議会がこのような状況ですので、予定ということでご承知おきください。第3回専門部会の状況によっては、ずれる可能性もないとは言えないと思います。また、これも予定となりますが、仮に、8月18日に答申を受けて金額を公示しますと、これに対する異議申出の期限が9月2日火曜日となります。そして、異議申出があった場合には、当該異議に対する審議を9月3日水曜日9時30分からの開催を予定しております。異議申出があった場合には、事務局から速やかにメール等で連絡いたします。また、茨城県特定最低賃金改正にかかる申出書が、3産業から提出されておりますので、8月18日の第三回本審の議題に、特定最低賃金の改正についてということで、局長からの諮問を入れさせていただきたいと思います。また、8月26日、9月2日には茨城県特定最低賃金改正に係る参考人意見陳述等を開催する予定としております。8月の大変暑い中、委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけいたしますが、どう

ぞよろしく願いいたします。以上です。

会 長

ただ今ご説明がありましたように、本日第1回専門部会がありまして、今のところの予定では、明日もう一度ありまして、スケジュール調整の結果、間が飛びまして18日に第3回専門部会があるということになっております。ただ、皆様ご存じのように、第1回専門部会で既に目安が出ているという前提でこのスケジュールは組んでありますので、かなり厳しい、少なくとも専門部会の日程については少しメンバーの間に労使ともに協議をしていただいて、どうすればうまく着地できるかというところについて、公益を含めていろいろお話を伺いながら、何とかできるだけ18日にいい形で調整できればと思っています。イレギュラーなこともあり得るかとのところは考えています。実際、この時点で目安が決まっていなかったということは過去になかったことですので、もうそういう状態から始まっているということは、委員全員の中で共通認識とさせていただきたいと思っています。それでは、今の件につきまして、ご意見・ご質問等はございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

会 長

それでは、私がいただいている議題はここまでですので、本日の審議はこれにて終了とさせていただきます。本審の皆様はこれで散会です。お疲れさまでした。専門部会委員の皆様は引き続きよろしくお願いします。